
令和4年 第4回 芦屋町議会定例会会議録 (第3日)

令和4年12月12日 (月曜日)

議事日程 (3)

令和4年12月12日 午前10時00分開会

日程第1 一般質問

【出席議員】 (12名)

1番 内海 猛年	2番 中西 智昭	3番 長島 毅	4番 萩原 洋子
5番 信国 浩	6番 本田 浩	7番 松岡 泉	8番 妹川 征男
9番 小田 武人	10番 川上 誠一	11番 横尾 武志	12番 辻本 一夫

【欠席議員】 (なし)

【欠員】 (なし)

事務局出席職員職氏名

局長 福田 雅代 書記 横田 和雄

説明のために出席した者の職氏名

町長	波多野茂丸	副町長	中西新吾	教育長	三柵賢二
モーターボート競走事業管理者	藤崎隆好	会計管理者	藤永詩乃美	総務課長	松尾徳昭
企画政策課長	池上亮吉	芦屋港活性化推進室長	水摩秀徳	財政課長	佐竹 功
都市整備課長	山下洋二	税務課長	村尾正一	環境住宅課長	小田武文
住民課長	溝上竜平	福祉課長	智田寛俊	健康・こども課長	志村亮二
産業観光課長	浮田光二	芦屋釜・歴史文化課長	新郷英弘	学校教育課長	木本拓也
生涯学習課長	本石美香	ボートレース事業局次長	井上康治	企画課長	中野功明
事業課長	新開晴浩				

【 傍 聴 者 数 】 1 5 名

午前 10 時 00 分開会

○議長 辻本 一夫君

おはようございます。ただいま出席議員は 12 名で、会議は成立いたします。よって、直ちに本日の会議を開きます。

日程第 1. 一般質問

○議長 辻本 一夫君

本日は、先日に引き続き一般質問を行います。

あらかじめ提出されております通告書の順により質問を許します。

まず 5 番、信国議員の一般質問を許します。信国議員。

○議員 5 番 信国 浩君

5 番、信国です。一般質問通告書に沿って質問いたします。

件名 1、災害に強いまちづくりのコンセプトは。

東日本大震災からはや 11 年、善後策も講じられているが、残された課題もまだまだ山積される中で新たに南海トラフ地震などに備えた対策も進めなければならず、各方面で苦慮されているとお聞きします。そんな中、最近津波などの水害から人々を救うために、近くに避難場所となる高台などがない地域では避難場所を確保するため、新たに避難タワーなどを建設しはじめた地域もあると伺いました。高台がない地域では、被災時により多くの方々を救助するために避難タワーなどを建設することは大変よいことだと思っておりますが、建設場所の確保や建設には多額の費用と時間が必要であり、またせっかく避難タワーを設置したとしても景観を損ねる建物は認知度や利用価値も低く、活用方法や認知度を上げるためには新たな取組を講じる必要があります、利用しないのが望ましいのに維持管理が不可欠であるということです。

そんな中、我が芦屋町は海と川に囲まれており、地震などのほかに水害対策も講じなければならないが、教訓などを生かした取組は講じられているのでしょうか。幸い我が町には慣れ親しんでいる高台に公園があり、土地の確保や新たに建設する必要もなく、管理用道路などの拡充のみで避難場所が確保できるのであります。もちろん、災害時により多くの生命を守る可能性が上がるだけでなく、管理用道路などが整備された公園は日頃から町民の憩いの場や来町者の観光スポットとしてもにぎわい、観光名所の一翼を担いで町の中核として活躍も期待できるのではないのでしょうか。また公園の整備を進める上で、維持管理に関連する工事の依頼などを町内業者が全て請け負うことができれば町内業者の体力増強となり、さらなる波状効果によって町の活性化にも大きくつながっていくものと期待できます。

当然ながら、町全体が一つになり活性化するためには行政と町民相互の意識の醸成と共有、並

びに情報の共有化を図ることが重要な鍵となるでしょう。また行政においては、担当所管のみの取組では当然困難を極め、その他の所管課との協働は必要不可欠であり、町民の理解と協働なくしては、災害に対処し乗り越えることは決して容易ではないことを皆さんも御承知のことと思います。特に広範囲に及ぶ被災後の復旧において周辺市町村からの支援などは困難を極めると思え、即対応可能な町内業者との協働を図ることは、ますます重要となっていくでしょう。そのために日頃から十分な連携が図れることは無論のこと町内業者が体力を十分に備え、日頃から活気を帯びていることが最も大切であると言えましょう。よって町内業者を積極的に活用し、余裕のある作業依頼や依頼費用を提示することができれば町内業者の体力増強が図れることとなり、町全体の体力増強につながれば町全体の活力となり、ひいては復興時に迅速な原動力となるであります。そこで、我が町でも災害に強いまちづくりを目指し、取り組まれていることと思います。平時の備え、災害時の初動、罹災後の迅速な復旧などに分類した場合、災害を見据えた対応や意識の向上策についてお伺いしたい。

要旨1、平常時の備えと、官民相互における意識の醸成について。

総合防災マップ配布後の活用状況は把握できているのか、お尋ねいたします。

○議長 辻本 一夫君

執行部の答弁を求めます。総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

本年5月に総合防災マップを全戸に配布いたしました。その後6月～7月にかけて三軒家区、江川台区、浜崎区の3か所で出前講座を行い、自治区の災害がどのように想定されるかを総合防災マップにより説明をしております。また11月の地震・津波訓練においては、津波ハザードマップで示されている津波想定区域の方の避難行動を行いました。このように、都度ハザードマップを活用した講座や訓練を実施しております。

第3回定例会の総務財政常任委員会で信国議員より、「戸別受信機の試験放送の際に、この総合防災マップの周知等を行ってはどうか。」という提案がございました。戸別受信機の試験放送に総合防災マップの周知を図る文面を追加することは町民の意識啓発につながると考え、毎月25日の試験放送に文言を追加し、周知と活用していただけるよう促しているところでございます。

以上でございます。

○議長 辻本 一夫君

信国議員。

○議員 5番 信国 浩君

せっかくできたですね、総合防災マップでございますが、中にはですね、お聞きしますと「まだ配られていない。」とか「見たことがない。」といったことを言われる方もお聞きしました。なか

なかですね、広げていくのは大変だと思いますが引き続き対策を講じていただきたいと思います。

次に、現在実施されている防災訓練に対する町民の反応や意見などの把握状況はいかがでしょう
うか、お尋ねいたします。

○議長 辻本 一夫君

総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

町民の反応についてお答えいたします。

昨年の11月の地震・津波訓練時に町民のアンケートを行いました。「今回のような避難訓練が必要か」との問いに対し、64人中63名の98%が「必要」と回答し、1名が「分からない」との回答でした。新型コロナ感染防止の観点から人数制限を行いながらの訓練ですが、参加された町民の反応は訓練の必要性を感じているものと考えております。また訓練終了後、参加された区長等に御意見を伺い、今後の訓練に活用していきたいと考えています。

それとは別に、令和2年3月の芦屋町コミュニティ活動状況調査の地震や風水害での防災対策については、「重要度は高く、満足度は低い」との意識調査が出ていますので、今後も避難訓練の継続や避難所運営ゲームなどの模擬訓練にも取り組み、防災に関する満足度を高めていきたいと考えております。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

信国議員。

○議員 5番 信国 浩君

芦屋町の町民1万3,000人中ですね、64人のアンケートについてはコメントを控えさせていただきますけれど、より多くの町民の方ですね、意見を取り入れていただきたいと思います。

続きまして、防災に関する取組上、物資の調達及び管理状況はどのようになっているのかお尋ねいたします。

○議長 辻本 一夫君

総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

管理状況についてお答えいたします。

備蓄食料については毎年2,100食分を購入し、5年間で1万500食を備蓄できるように計画しております。保管については主にポートルース事業局の施設に保管し、総合体育館、中央公民館などに一部を保管しております。食料管理については総務課で全体的な管理を行い、賞味

期限を迎える前に児童生徒や住民、ボランティア団体に配布して、フードロスを出さないように努めています。また、避難所開設時に使用する最低限の屋内テントや簡易ベッド、毛布等については令和3年度～令和12年度までの10年間で避難所用備品の購入計画を作成し、1,500人分が使用できるように計画しています。保管については、主にボートレース事業局の施設に保管しています。総務課とボートレース事業局で、購入及び管理について情報を共有しています。大規模災害が発生した場合には、ボートレース事業局の施設より避難所へ搬送すれば対応できると考えております。

そのほかには、発災後の物資の調達に関しましては、災害時における物資の供給に関する協定に基づき、株式会社ナフコ西若松店、有限会社フラップ麻生芳雄商事株式会社（生き生き市場はまゆう）、株式会社グッデイで物資の調達ができるようにしております。また、災害時における液化石油ガスの供給に関する協定や災害における石油類、燃料の供給等に関する協定を締結し、ライフラインに関する燃料の調達ができるようにしております。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

信国議員。

○議員 5番 信国 浩君

災害時はですね、予想だにしない状況が発生すると思います。行政との連絡もつかなくなるということも想定できるし、普段から必要な情報を共有し、検討をしていただきたいと思います。

続きまして、被災または復旧に向けた教育及び訓練内容は十分にできているのかお尋ねいたします。

○議長 辻本 一夫君

総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

訓練等が十分にできているのかというところについて、お答えいたします。

職員に対する教育等につきましては町民の命を守る災害対応に重点を置いた訓練を継続しており、訓練及び事前の教育を通じて意識・技術の向上を図っています。また復旧に関しては、例えば住宅やごみの処理等の対策に関しましては環境住宅課であったり、ライフラインに関しましては都市整備課であったり、復旧・復興の段階においては各担当部署が所管すべき事項になっているため、1つずつ進めていかなければならない問題です。各課においては業者との協定等を結んでおり、災害時には速やかに復旧に向けた活動が開始されると思っております。

町民に対する教育については、新型コロナ感染予防対策を取りつつ年2回の訓練を継続しています。昨年は自身の命を守るための避難という自助を行い、今年度は自治区住民の要配慮者を中

心とした安否確認という共助の訓練を行う等、段階的に被災時の行動に関して行っております。復旧に向けた町民への訓練は避難所での生活等避難所運営に関する事項になるかとは思いますが、現状は限られた訓練、時間の中で優先されるべき訓練として、安全な避難行動を中心に訓練を行っています。今後も様々な訓練内容等を付加していきたいと考えます。町民に対しての教育や訓練につきましても、一歩ずつ進めていきたいと考えます。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

信国議員。

○議員 5番 信国 浩君

災害はですね、予告なしの待ったなし。厳しいでしょうが、迅速な対応をお願いしたいと思います。また自治区担当職員制度などもありますので、そういったものも活用し、各地区のですね、訓練なども拡充していただきたいと思います。

要旨2、罹災時に即対応可能な人材育成及び連絡網の整備について、地区における住民の関心度や対処法の普及率などは把握できているのかお尋ねいたします。

○議長 辻本 一夫君

総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

関心度の把握自体はできておりませんが、11月の訓練においては広報紙、戸別受信機、屋外防災行政無線、防災メールまもるくんなどで事前及び訓練に合わせた通知を行っており、住民皆様の記憶に新しいところだと思っております。

なお、昨年11月の避難訓練のアンケートでは「ハザードマップについて理解している」が62件中47件で76%回答し、また「出前講座で、ハザードマップの内容説明を聞きたい」が62件中49件、79%となっています。また、対処法の普及率も数値として把握が難しい状況ではございますが、同じアンケートにおいて「ハザードマップについて理解している」が、64件中47件の76%となっております。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

信国議員。

○議員 5番 信国 浩君

芦屋町のですね、6,400世帯中の62件についての意味合いはコメントを控えさせていただきますが、多くの方々に理解をしていただけるように今後も広めていただきたいと思っております。

次にですね、地区リーダーとなり得る人材育成や児童生徒への教育などの実施は可能なのでしょうか、お尋ねいたします。

○議長 辻本 一夫君

総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

人材育成については本年も11月に福岡県防災士養成研修を自治区4名、職員2名の計6名が受講しております。本年の6月及び11月の訓練でそれぞれ3名の防災士が訓練に参加し、防災士として自治区の避難行動等に関し、区長を補佐したり意見を述べています。今後も訓練を通じて地域に溶け込むとともに、防災士による意見交換や勉強会を計画したいと考えています。

児童教育につきましては町が実施している11月の地震・津波訓練に参加して、今いる危険な場所から可能な限り遠くにある安全な場所へ避難する水平避難として、芦屋基地や魚見公園にあるマリンテラスに避難したり、建物の2階以上のなるべく高層階へ避難する垂直避難等の実行動を伴う訓練により、体験的な学習を行っているところです。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

信国議員。

○議員 5番 信国 浩君

防災士をですね、消防団並みに活用する方向や、地域住民の中でもですね、リーダーを養成する、願わくばですね、全ての人がリーダーとなり得るような人材の育成が望ましいのですが、今後も取り組んでいていただきたいと思っております。

続きまして安否確認や連絡網整備及び必要な物資の調整などについて、対応は可能なのかお尋ねいたします。

○議長 辻本 一夫君

総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

今年は安否確認という行動を主眼に置いた訓練を行いました。本年6月の訓練でその手段について検討し、11月に実際に連絡を取る訓練を行っております。

災害弱者と言われる高齢者等要配慮者を中心に、区の中で連絡をしてもらいました。安否確認方法や連絡網は都度見直すことが大切ですが、今年度の訓練で即応能力は向上していると捉えております。また、その結果を町役場災害対策本部に報告してもらうことで、実災害時においては、救助が必要な方の情報は対策本部に連絡することにつながるのではないかと考えております。さらに自治区からの安否確認情報に加え、必要物資の要求なども相互の連絡により可能と思えます

ので、即応能力の向上が図られていると考えます。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

信国議員。

○議員 5番 信国 浩君

地区のですね、避難場所等の現状を考えるとですね、なかなか安否確認というのは難しいと伺いますので、今後さらなる対応を講じていただきたいと思います。

続きまして要旨3、復旧を見据えた町民並びに関連業者との協働について。

初動可能な町内業者などとの連携を図る施策案などはあるのか、お尋ねいたします。

○議長 辻本 一夫君

総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

災害時における復旧の応援に対する協定を芦屋町商工会工業部会と締結しておりますが、現在の訓練の主眼が自身の命と御近所や自治区内の方々を守る行動、自助と共助であり、この習熟度を向上させることが第一義と考えています。そのため、協定に基づいた町内事業者との連携を図る訓練は必要であると考えますが、現在は計画はございません。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

信国議員。

○議員 5番 信国 浩君

復興時はですね、町内業者が頼みの綱となると思います。さらなる活用にですね、パワーアップを図っていただきたいと思います。

続きまして、関連業者との協働を図る上での対応策などを構築されているのかお尋ねいたします。

○議長 辻本 一夫君

総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

対応策といいますか、そこら辺につきましては災害時において商工会の工業部会に協力を要請して、災害の状況に応じて対応を図っていききたいというふうに考えております。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

信国議員。

○議員 5番 信国 浩君

町内業者とのですね、業者の体力増強等日頃からですね、情報共有が要となるので、さらなる御配慮をいただきたいと思います。

続きまして、人員・機材等の把握及び稼働状況などの把握などは対応可能なのでしょうか。お聞きいたします。

○議長 辻本 一夫君

総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

復興を進めていくためには職員及び協力要請を行う商工会の工業部会の人、並びに地域住民の協力を得て速やかに対応していかなければならないと考えております。また、それだけでは対応できないというふうに考えておるため、福岡県知事に災害派遣要請を行い、自衛隊等の支援を受けるように考えております。

芦屋町社会福祉協議会と災害ボランティアセンターの設置及び運営に関する協定を結んでおりますので、この協定に基づき外からの支援活動を図っていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

信国議員。

○議員 5番 信国 浩君

よろしくお聞きしたいと思います。

ここです、町長にお聞きしたいと思います。

自助・共助・公助、皆で仲よく手を取り合って全員が助かるのがベストだと思いますが、少しでも多くの可能性や選択肢を速やかに整備し、復興も視野に入れた取組が肝要であると思いますが、避難可能な場所や町内業者の現状を踏まえて町長の見解をお聞きしたいと思います。

○議長 辻本 一夫君

町長。

○町長 波多野 茂丸君

今、信国議員は全てのいろいろ御心配なされている質問をされて、全て担当が答えておるわけですが、その中で強く町内業者との連携ということで出たんですが、芦屋町は昔からですね、町内業者それから自衛隊の方、いろんな方がとにかく連携を取ってやっておるわけで、今さら「連携を。」と言われても、何となく違和感を感じるわけでございまして。

まず例を挙げれば、芦屋町、火事のサイレンが鳴ります。芦屋町は3個分団ありますが、1番最初に火事場に向かうのは自衛隊の消防でございます。常にもう待機準備しておりますので。それ

から遠賀郡消防署ということですね、自衛隊の災害班それから町の消防団（3個分団）、それから遠賀郡消防というふうにはですね、常にその辺についてはですね、準備はできておると思います。

それから災害もいろいろあるわけですが、まず芦屋町について災害というふうには考えられるのは、まず、この前訓練をやりました地震による津波。海がありますので地震による津波、これがもし起こった場合にどうなのか、どうするのか、どう迅速にやるのかということ。それから、もう1つが遠賀川の一級河川があります。ここに数年前か、線状降水帯が停滞いたしまして、直方、飯塚が水につかって大被害があったわけですが、そのときに芦屋町が線状降水帯の被害で何があるかという、これは遠賀町、水巻町とよく話すんですが、1番怖いのが遠賀川の堤防の決壊であります。それから、それを通じた西川、これが決壊するとおそらく芦屋町の船頭町、あの地区が水浸しになるでしょうし、その3つについてですね、芦屋町は常に自衛隊と遠賀郡消防署、そういう形の中で、それから遠賀川河川事務所とですね、常にこの災害については1年に2回か3回ぐらい話し合いをしております。

今現在、河川事務所で工事をやっていただいておりますのは山鹿の導流堤、唐戸地区と言います。あそこの導流堤を高くするという工事がもうそろそろ終わってるんじゃないかと思いますが、そういう形の中で、るる細かくやらせていただいております。

以上でございます。

○議長 辻本 一夫君

信国議員。

○議員 5番 信国 浩君

ありがとうございます。

お伺いしたかったのはですね、避難可能な場所、城山とかですね、魚見公園とかですね、今後の在り方とか町内業者のことについてお聞きしたかったのですが、次に入らせていただきます。

次、件名2、公共施設や公園などの維持管理策は。

公共施設などの維持管理は、老朽化による損傷などの増加の傾向が顕著に見られるようになり、近年の環境変化に対応せざるを得ない状況を鑑みれば、今後の維持管理が容易なこととは思えません。また、現在施設の維持管理は担当所管が異なるため、それぞれの担当課ごとに維持管理をしているのが現状であると思います。それは所管ごとに施設の維持管理に携わる人員が必要ということで、維持管理に必要とされる人員の確保や育成などが必要になるということになるでしょう。つまり所管ごとに人材を確保する必要と、経験豊富な逸材も減少している昨今では効率も悪く、対応に苦慮されているのではと懸念されています。

今後、経験豊富な逸材を育てるために組織の在り方を考えることと、人材育成のためにカリキュラムを組み、短期間で効率よく人材を育成する必要があるだろう。施設の管理状況は単に公共施設

の維持管理にとどまらず、町民にとって日頃から安全で安心できる施設がそこにあり、災害時などにおいてはかけがえのない生命財産を守る確かな存在であることの誇らしさと、来町者においては、施設や環境などの維持管理状況は信頼できる町かどうかを図る上でのバロメーターと言っても過言ではなく、活力ある町であるためにも必要不可欠であろうと思います。

特に、町民のみならず来町者も多く利用される総合体育館・総合運動公園など、または庁舎や中央公民館などですね、そのほかにも自治区に隣接する公園など随時改修工事なども行われ、利用される方々も心地よく利用できるように努められ、災害時などにはその存在が大いに力を発揮してくれることも併せて期待されていることは、皆さん御承知のことと思います。

しかしながら、惜しまれることもあります。修理が望まれながらも長らく完了していない箇所や、その存在さえ把握されてない箇所がいまだに見られることです。また、観光資源として活用が期待されている希少な海や山、及び川は町の大切な財産でもあり、整備が望まれている公園などの維持管理については必要不可欠なため、計画的かつ継続的な維持管理は避けて通ることができないでしょう。そこで今回は、担当所管ごとに管理されている公共施設の管理状況についてお伺いします。

要旨1、総合体育館及び総合運動場などの維持管理についてお伺いいたします。

○議長 辻本 一夫君

生涯学習課長。

○生涯学習課長 本石 美香君

それではお答えいたします。

総合体育館や中央グラウンドなど、社会体育施設の現在の維持管理状況について御説明いたします。各施設の消防設備や空調設備、自家発電機などの各種特殊設備については専門業者へ保守点検委託を行い、不具合の報告を受け、緊急性等に応じて業者による修繕を実施します。そのほかについては施設に勤務する任期付職員や会計年度任用職員及び担当職員による見回りで、それぞれ不具合の確認を行っています。また、利用者からの情報提供によるものもございます。

職員の確認や利用者からの指摘による不具合が発見された場合は、職員が対応できる範囲のものであれば速やかに修繕等を行います。職員で対応が難しいものは必要に応じて応急措置や保全対策を行い、都市整備課や業者への相談・確認依頼を実施。緊急性や程度により時期を定め、業者による修繕等を実施しています。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

信国議員。

○議員 5番 信国 浩君

総合運動公園とかですね、体育館等についてはですね、幾つか見させていただきました。長らくですね、分電盤とかコンセント、それが破損している場所とか照明、それとかベンチの破損箇所等もありますので、来町者なども多くいろいろな御意見もありますので、細かい配慮をしていただきたいと思います。

要旨2、中央公民館などの維持管理及び補修についてお伺いいたします。

○議長 辻本 一夫君

生涯学習課長。

○生涯学習課長 本石 美香君

中央公民館など集会施設の現在の維持管理、補修状況について御説明いたします。

先ほど答弁いたしました社会体育施設と同様に、各施設の消防設備や空調設備、自家発電機などの各種特殊設備については専門業者へ保守点検委託を行い、不具合の報告を受け、緊急性等に応じて業者による修繕を実施しています。そのほかにつきましても、施設に勤務する任期付職員や会計年度任用職員及び担当職員による見回りによって、それぞれ不具合の確認を行ってまます。こちら利用者からの情報の提供によるものもございませす。

職員の確認や利用者からの指摘による不具合が発見された場合は、職員が対応できるものであれば速やかに修繕等を行いますが、対応が難しいものは必要に応じて応急措置、保全対策を行って、都市整備課や業者への相談・確認依頼を実施。こちら緊急性や程度により時期を定め、業者による修繕を行っております。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

信国議員。

○議員 5番 信国 浩君

中央公民館のですね、裏面にある安全柵等についてはですね、以前からも御指摘があったと思いますけれど、長らく補修ができていない箇所とかあります。やはり町民等の安全をですね、優先に考えて早急なる処置をしていただきたいと思います。

若干ですね、要旨について時間の都合上割愛させていただきたいと思いますが、すいません、要旨3ですね。各地区に隣接する公園などの維持管理状況について。

各公園などには広場に遊具などもあり、多くの方々が利用されているでしょう。そのため、担当所管においては日々安全に配慮した取組を講じられていると思います。そこで、次について伺いたいと思います。

公園の照明やトイレなど設備の点検及び維持管理についてお聞きいたします。

○議長 辻本 一夫君

環境住宅課長。

○環境住宅課長 小田 武文君

それではお答えさせていただきます。

公園遊具や設備の点検につきましては、職員による定期点検を公園内の遊具やフェンスなどのチェック場所を決めて毎月実施しております。このほか3年に1度、専門業者によります精密点検を実施しております。この点検結果を受けて、修繕が必要なものにつきましては翌年度、翌々年度で予算を措置しまして、この2か年で該当箇所の修繕工事を実施いたしております。また、公園に設置しておりますトイレにつきましては、委託業者によります週2回の清掃及び点検を行っております。

なお、老朽化しておりますトイレは撤去の方向で考えてございましたが、それぞれ地域の皆さんに確認をしましたところ、このトイレも残してほしいという御意見でございましたので、一部修繕を行いながら残していくことといたしました。

以上でございます。

○議長 辻本 一夫君

信国議員。

○議員 5番 信国 浩君

以前からですね、照明灯とかの腐食とかですね、さび、そういうものが散見されるということでお話をしていましたが、先だってですね、ちょっと強風のためと思いますけれどその箇所から破損したというふうなこともありましたので、なかなか維持管理が大変だと思いますけれど、さらに強化し、町民の方々たちが安全にまたは利用しやすいように配慮していただきたいと思います。

続きまして、要旨4に入ります。環境整備実施上で必要な管理用道路などの必要性について。

現在、担当課において管理されている公園などが幾つかあると思いますが、その中で管理用道路の整備が必要と思える魚見公園、城山公園についてお伺いいたします。

○議長 辻本 一夫君

産業観光課長。

○産業観光課長 浮田 光二君

それではお答えをいたします。

魚見公園、城山公園の管理道路ということでお尋ねでございますので、まず魚見公園につきましては令和3年度に作成しました魚見公園整備基本計画に基づき、現在設計委託を行っております。その中には公園内の管理用道路の設計も含まれており、公園整備工事の際、管理用道路も設置する予定といたしております。城山公園につきましては、現在老朽化している公園のり面の調

査を実施しており、調査の結果によって必要な対策を講じていく予定でございます。その後、城山公園整備の検討を進めていく予定としておりますので、公園内の管理用道路の設置につきましては公園整備計画策定時に検討する予定でございます。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

信国議員。

○議員 5番 信国 浩君

以前とですね、異なりまして、近年では人力頼みでの樹木や環境の整備は、なかなか難しいと思います。作業の効率化・経費削減を図る上でも管理用道路は必要不可欠であり、管理用道路の整備が進めば、以前指摘をしました壊れたトイレだとかですね、そういったものの整備も容易になるのではないかと思います。そういうふうに環境を整えば見晴らしのよい公園となり、さらに人気度がアップし、たくさんの方が御利用されるのではないかと思います。

続きまして件名3、ごみにするのか資源で生かす選択肢は。

近年、SDGsなどが話題の中枢となっておりますが、今回は日頃から苦慮されている、これからは避けては通れない廃棄物及びリサイクル対策などの環境問題や、ごみ処理にかかる費用などについてお伺いしたい。また、自治区においては高齢化社会や後継者不足の波が押し寄せる中で、ごみの集積場所の維持管理や分別回収の問題など苦慮されていると伺っております。そのほかに、以前から視察を熱望しておりました最新のごみ処理施設を視察することができました。この新しいごみ処理施設は以前までの処理施設とは大きく異なり、環境にも優しく複合施設として活用され、町民の憩いの場にもなっている。災害時には避難所としても役割を担う施設でありました。そこで、環境問題についての取組と今後の対応策などについてお伺いいたします。

要旨1、資源物の回収状況とごみ処理費との関連性などについて。

資源物として回収率が向上すればごみ処理量の削減につながると思うのですが、資源物回収とコンポスト推奨とのごみ処理費における関連性などがあればお伺いいたします。

○議長 辻本 一夫君

環境住宅課長。

○環境住宅課長 小田 武文君

それではお答えさせていただきます。

遠賀・中間地域広域行政事務組合、1市4町で構成しておりますが、こちらでは燃えるごみにつきましては北九州市にトン2万円で受け入れていただきまして、処理をお願いしております。資源物収集が活発に行われることになれば、本来必要であった処理費が削減されます。コンポストの推奨については、コンポストの対象となる生ごみは水分含有量も多く、ごみ

の焼却時に高温が必要となること、燃えるごみのうち生ごみの占める割合が約30%と比較的多いことから、コンポストの普及はごみ処理費用の削減につながるものと考えております。そのため、生ごみの削減を図るためコンポストの購入にかかる費用の半額程度を補助金として出しながら推奨しているところでございます。

また資源物回収の取組につきましては、資源に戻して再生利用（リサイクル）するため、遠賀・中間地域広域行政事務組合の事業としまして、役場などの公共施設や店舗などにペットボトル、紙パック、それから食品トレーなどに分けて拠点回収ボックスを設置して取り組んでおります。また、資源物回収活動奨励金制度も実施してございます。これは登録をいただいた団体さんが資源物回収を実施され回収業者に買い取っていただいた場合に、ごみの減量、資源の有効利用及び環境の美化向上を推進するため、町が1キロ当たり6円の奨励金を交付するものでございます。なお、この6円という金額は郡内他市町と同額の交付金額となっております。

以上でございます。

○議長 辻本 一夫君

信国議員。

○議員 5番 信国 浩君

近隣とのですね、関連性もあるでしょうが、ぜひですね、芦屋町奨励金などをですね、増額して少しでも再生のほうに回していただきたいなというふうに思っております。

またですね、ペットボトルですけれど、個人で捨てれば一般廃棄物、事業活動性の要件を満たすと産業廃棄物扱いに。ほかには、都道府県知事等の再生利用指定制度の指定を受けて運用する制度もあるとか。日本のペットボトルのリサイクル率は85%以上、アメリカでは20%未満、欧州でも40%未満と言われております。日本はほかよりも高いとのデータもありますが、一般廃棄物として処理されることに疑問はないのでしょうか。また、ペットボトルは衣類などへ、キャップはワクチンなどと交換されて大いに役立つと言われております。資源物であるペットボトルなど現在も役場のみで回収されておりますが、各自治区にも広げていただき、現在の業者依存の処分方法に疑問を持ち、率先して対策を講じていただきたいと思っております。

次に要旨2、各地区のごみ集積所の現状と今後の対応策について。

収集所には飛散防止用のネットとかの支援が以前ありましたが、そういったものの支援は今後も考えられるのか。それとか地区による集積所の維持管理は、なかなか今、人力的に難しいということ苦慮されているということがありますが、そういったものについても支援ができるのかお伺いいたします。

○議長 辻本 一夫君

環境住宅課長。

○環境住宅課長 小田 武文君

飛散防止用ネットの話でございますが、自治区の区長会で自治区活性化事業交付金を活用して購入した在庫のほうがございますので、該当するごみ集積所を持たれます自治区長さんのほうが、窓口のほうに取りに来ていただければ差し上げることができます。

以上でございます。

○議長 辻本 一夫君

信国議員。

○議員 5番 信国 浩君

これは区長会のほうで支援されているのではないかなと僕も思っております。当然ながらですね、行政独自の支援があるのかなと思いましたのでお聞きいたしました。

それからですね、各地区にはですね、自治区に対して集積所がありますけど、その支援ということですけど、各自治区には地域活性化交付金等がございますけれど、この交付金はですね、地区に対してあります。ただ、集積所は1地区に対してですね、多いところでは10数か所、もっと多いところもございますので、なかなか活性化交付金だけでは厳しいものがあると思っておりますので、その他の御支援等も今後考えていただきたいと思っております。

最後にですね、先ほども少しお話しましたが、先だってですね、最新のごみ処理施設を視察する機会をいただきました。この処理施設は、以前までと比べると著しく進歩を遂げていると思いました。特に以前では反対の大きな要因であった悪臭や排煙・汚水問題なども、今ではクリーンな構造となっており、音も静かで周辺環境にも大変優しい構造でした。また、燃焼時の熱を利用した自家発電で得た電気は売却されて大きな利益を上げており、いざとなれば地域の電力を供給することも十分できるとのことでした。さらに、熱源を活用した温水は農業・漁業・温水プールや保養施設など多方面に活用が可能で、以前に聞いていたよりも思った以上にすばらしい施設でした。実際に訪れたクリーンなごみ処理施設には屋内競技場や屋外温水プールなども備えられ、地域住民にとっては新たな憩いの場となっております。

また、施設の運営には60名ほどの人手が必要であるということでした。これはクリーンな職場にですね、今現在クリーンな職場に高齢者や障害者などの方ももちろん、若い方々も雇用として生まれており、就労者は町の活性化にもつながっているようで、雇用問題解決と同時に町の基盤づくりにも貢献できるようでした。その他、災害時には広範囲において停電などがあっても自力での操業が可能のため、電気や水などの確保ができるとともに避難用スペースや冷暖房なども十分に完備されていて、避難場所としては機能が高いということでありました。

これは広域の問題として図られるべきかもしれませんが、メリットも多い上に毎年数億円規模の利益を生んでいる施設は、町として積極的に取り組むべきではないかなと思っております。町

独自での施策として十分に検討する価値があると思いましたが、こんないい施策を町単位で実施しない手はないのではないかと思います、誰よりも先進的なお考えをお持ちだと思われる町長にお伺いしたいと思えます。

○議長 辻本 一夫君

町長。

○町長 波多野 茂丸君

すばらしいお話でございますが、もう先ほどから出ておりますように1市4町、遠賀郡、中間市も含めて、そういうような問題はですね、1市4町の広域行政事務組合議会でございます。そこで結局そういうような、今、信国議員が言われたような施設、単町ではまず無理だと思います。で、そこで芦屋町議会も広域の議会に3名出ておられますので、信国議員が3名の議員に今のお話をされて、広域行政事務組合の中で提案をされたらいかがかと思えます。今の話は、単町ではとてもできる規模のものではないと思っております。

以上でございます。

○議長 辻本 一夫君

信国議員。

○議員 5番 信国 浩君

今、言われたように広域の問題かなと当然思っておりますけれど、設置、建設にですね、数百億かかる。しかし、国の補助等を使えば負担がですね、数億円で済む。毎年同じように負担した分と同じぐらいの黒字利益があるということもお聞きしましたので、町独自でできるのであれば、おいしい話かなと思えましたのでお話いたしました。

以上で私の質問を終わります。

○議長 辻本 一夫君

以上で、信国議員の一般質問は終わりました。

換気のため、ただいまからしばらく休憩いたします。なお、11時10分から再開いたします。

午前10時57分休憩

.....

午前11時10分再開

○議長 辻本 一夫君

再開します。

次に8番、妹川議員の一般質問を許します。妹川議員。

○議員 8番 妹川 征男君

8番、妹川です。私は一般質問を行う前に、議場内の皆様に一言申し上げたいことがあります。

私はこの議会において、農業用水路問題を取り上げるつもりでございました。農業用水路に関する一般質問は認めないとした議長の見解を撤回するよう、本年10月27日付で申入れを行いました。しかし11月4日、議長から「全員協議会での総意に基づいて決めたことであるので、撤回はしない。」との回答書を受け取りました。

○議長 辻本 一夫君

妹川議員、妹川議員。

○議員 8番 妹川 征男君

昨年9月議会において……

○議長 辻本 一夫君

妹川議員。この質問の件名、要旨に従ってやってください。

○議員 8番 妹川 征男君

これは今、質問をしているわけではありません。私の思いを語っております。

昨年9月において私が行った一般質問の内容を議長は議会だよりに不掲載とし、また本年3月議会の一般質問通告書の内容を検閲した上で不許可とされました。憲法21条は「言論、表現の自由はこれを保障する。検閲をしてはならない。」とありますが、議長の農業用水路問題は今後議会として関与しないと判断は、まさに憲法が規定する……

○議長 辻本 一夫君

妹川議員、妹川議員。

○議員 8番 妹川 征男君

検閲の禁止に違反し、表現の自由を……

○議長 辻本 一夫君

妹川議員、妹川議員。

○議員 8番 妹川 征男君

抑圧したことになります。

私の思いを語っています。質問ではありません。

○議長 辻本 一夫君

件名に従ってやってください。

○議員 8番 妹川 征男君

議会の民主的運営を議長自らが否定するものでした。私は今後も農業用水路問題の早期解決のために、一般質問の不許可の撤回を議長に申し上げる所存です。なお、議員の皆様には私の申入書及び議長の回答書が配付されていないようです。残念です。ぜひ、配付されるよう要請します。

では、本日は農業用水路問題以外の3件について質問いたします。（「議長。指導をしっかりとや

ってください」と呼ぶ者あり)

○議長 辻本 一夫君

妹川議員、ただいまの発言については不穏当な発言が一部ありますので、後日、記録を調査して、その内容に不穏当発言等があった場合には議長において処置をします。

はい、続けてください。

○議員 8番 妹川 征男君

私は質問してるわけじゃないんですよ。私の思いを語ったのが何でいけないんですか。

件名1、芦屋港のレジャー港化は町の発展に寄与するのかという質問ですが、平成31年に芦屋港活性化基本計画が策定されて以来、紆余曲折しながらも今日までにレジャー港化の管理運営の将来イメージとか、外部人材体制の強化及び今後の事業推進体制等に向けての構想が具体的に進められています。また、町民に向けて広報あしやに様々な形で掲載され、進捗状況が公表されています。一方、芦屋港レジャー港化の舞台となる芦屋海岸は響灘から吹きすさぶ強風によって、植樹した松は飛砂により、ますますすさんだ状況になっており、理想とする未来を描くには程遠いものになっています。また、芦屋港から搬出入する砂業者の大型トラックは、相も変わらず頻繁に町中を運行している状態です。

この質問に関してですね、今、議長にも、それから担当課長にも申し出ておりますが、(1)の件については一般質問を控えます。それに(5)についても控えていきます。

そこで、(2)響灘海域で採取されている海砂についてですが、芦屋港に陸揚げされた海砂を大型トラックが運んでいるわけですけども、響灘海域で採取された海砂は年間何立米か。また、響灘海域で採取された海砂は芦屋港に陸揚げされているのか、それとも別な港か。別な港であれば、芦屋港に陸揚げされている海砂はどの海域で採取されたものか、お答えください。

○議長 辻本 一夫君

執行部の答弁を求めます。産業観光課長。

○産業観光課長 浮田 光二君

それでは、響灘海域で採取した砂のことについて、産業観光課のほうでお答えをしたいと思います。

まず、御質問の「響灘海域で採取されている砂の量は。」ということの御質問にお答えします。採取された海砂の実績を県に確認しておりますが、まだですね、実績の回答をいただけておりませんので、令和4年の土石採取計画で認可申請されている砂の量をお答えしたいと思います。

申請されている区域での海砂の採取量は合計で——これは年間の予定になりますが28万6,000立米ということになっております。

以上でございます。

次にですね、芦屋港へ陸揚げされた砂の量、これも続けてお答えいたします。

この海域で採取された砂の中で芦屋港に陸揚げされた量、こちらにつきましても県のほうに確認のほうはさせていただいたんですが、各揚げ地に陸揚げされた砂の量は把握されていないというところでございました。

以上でございます。

○議長 辻本 一夫君

妹川議員。

○議員 8番 妹川 征男君

県はつかんでるはずなんですよ。そんなにね、海砂を海域で取った量をはっきりと実績を出していただきたいし、また、どこの港に運んでいるのかということは分かってるはずですから、再度そこを指摘、調査をしていただきたいなと思ってます。

(3) 砂業者の運搬用大型トラックの運行について。

砂業者のトラックが港湾から山鹿それから芦屋側に、早朝から頻繁に運行しています。皆さん方もお分かりと思いますが、なみかけ大橋を通らず、砂業者のトラックが港湾から旧中央病院の前を運行し、正門通りを走っているときもあります。また、なみかけ大橋を渡り、山鹿小学校前を運行している場合もあります。子供を持つ親や高齢者から苦情が相次いでおります。

県及び町は、砂業者との運行協定を結んでいるのかと。どうぞ。

○議長 辻本 一夫君

芦屋港活性化推進室長。

○芦屋港活性化推進室長 水摩 秀徳君

運行協定を結んでいるのかというところで回答させていただきます。

平成14年8月に芦屋町と芦屋港砂野積場利用組合との間で、芦屋港砂利搬送に関する覚書というものを締結しております。この内容の主な事項としましては、年間の稼働日数と稼働時間を定めたものでございます。なお、福岡県におきましては「陸路の運行を把握する必要がないため、締結していない認識である。」ということで回答を得ております。

以上でございます。

○議長 辻本 一夫君

妹川議員。

○議員 8番 妹川 征男君

最近ですね、芦屋基地滑走路延長に伴う土砂搬入についてということで、九州防衛局から工程、運送ルート情報を広報あしや、ホームページに掲載し、区長会での説明会后、回覧も回ってきています。さらに、町内の小中学校へ説明したとあります。このように芦屋港からの海砂運搬に

についても同様に、運行コースや時間帯について県や町は町民の安全性を図るために情報を提供するべきではありませんか。

今、覚書ということがありましたが、その覚書のほうをですね、広報だよりとかホームページに載せて、安全安心なまちづくりということで出すべきだと思いますが、いかがですか。

○議長 辻本 一夫君

芦屋港活性化推進室長。

○芦屋港活性化推進室長 水摩 秀徳君

砂業者の車両運行ルート、あくまでもルートでございますが、これは民間事業者が行う上で公道を運行しているもので、ルートを定める明確な法的根拠がない上に強制力はもちろんございません。先ほどの覚書に締結している内容は、稼働日数と運行時間を定めたものでございます。

一方で、芦屋町としましては町民の皆さんの安全確保、議員さんがおっしゃるように特に小中学生の登校時の安全確保、こういったものが非常に重要であるというふうに捉えておりますので、この運行ルートに関しましては町からの要望ということで、なみかけ大橋を通行した上で小中学生の通学路を極力避けるようなルートを運行する、また通学時間は運行しない、こういったことをですね、福岡県北九州県土整備事務所を通じて運行事業者のほうには依頼をしているという状況でございます。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

妹川議員。

○議員 8番 妹川 征男君

そういうようなことについて、町民の皆様それから小中学校の皆さんにですね、情報を書類でもって回覧板とか区長会とか、そういうものにおいて発信していただきたいということですが、よろしいですか。

○議長 辻本 一夫君

芦屋港活性化推進室長。

○芦屋港活性化推進室長 水摩 秀徳君

明確に定めたものという法的な根拠がないものでございますので、「こういうルートを走りますよ。走る約束をしますよ。」っていうようなことをお知らせするような内容ではないというふうに認識しております。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

妹川議員。

○議員 8番 妹川 征男君

じゃあ、次に行きます。

(4) レジャー港化が進められている芦屋海岸の実態をどう認識しているか、ということです。

里浜づくりの松植樹後の海岸の荒廃ぶりは深刻です。非常事態です。町は県に対して度々要望していると言うが、一向に改善されていないのではないのでしょうか。この実態を見過ごしていいのか、次世代の子供たちに対して責任はないのかという思いが募るし、多くの皆さんもそう思っておられると思います。

私はこれまで、町が県に対して芦屋海岸が抱える砂の堆積と飛砂問題に関する対策の要望を行ってきたとの議会の答弁、また、芦屋港活性化推進委員会の意見などを整理していましたが、それに対する県の対応は、のれんに腕押し、馬耳東風、そして他人ごとという姿勢を続けているとしか思えないのです。町はそういう状況の中で、危機感を持って対処すべきだと考えています。

例えば令和3年第1回定例会で中西副町長と水摩活性化推進室長は、芦屋海岸の砂の堆積・飛砂問題について県に要望を行っているとの旨の答弁をされましたが、こういった要望はもう10年以上前から繰り返しているではありませんか。12年前の平成22年第1回定例会で、ある議員の質問に対し鶴原企画政策課長(当時)は「平成18年、県から飛砂対策として里浜づくりの申出があった当初から、芦屋の里浜づくりは砂の堆積を食い止めるための調査、抜本的解決策を含めて考える必要がある旨を県に申し入れている。」と答弁されております。平成23年第3回定例会では、私の質問に対し吉永企画政策課長(当時)は「飛砂・堆積問題は同じ海岸で発生しているもので、一体的に原因調査や対応策を取るべきである。」「海岸の管理者である県に対し、原因究明と効果的対策を取るよう要請している。」と答弁されています。また町長が、「松本県議会議員や所長との話合いの中で厳しく担当者に要求している。」というようなこともありました。

以上のような要望の繰り返しに対する県の反応は、自然環境や景観破壊の原因が、93億円の血税を投入して公共事業として行った芦屋港建設にあるということは県も認めているながら、反省の色は全く見えてきません。こういった繰り返しの町の要望に対する県の姿勢を、町はどう評価しておりますか。

○議長 辻本 一夫君

芦屋港活性化推進室長。

○芦屋港活性化推進室長 水摩 秀徳君

芦屋海岸の実態について、まずお答えをさせていただきたいと思います。

現地の状況につきましては令和4年第3回定例会の一般質問で答弁しておりますとおり、我々担当課職員で定期的に確認をしているところでございます。併せて、県と情報共有を図っているところでございます。

次に、里浜づくり事業については福岡県事業で行っているため、令和2年第2回定例会にて議会説明を行っております福岡県北九州県土整備事務所から提示された里浜づくり事業追加整備等の計画に対する進捗状況について、同じく福岡県北九州県土整備事務所に確認した現在の内容をまず、お答えさせていただきたいと思います。

芦屋海岸北側の追加整備につきましては、令和2年度の塩分濃度調査結果において松の植樹は可能ということでした。ただし、施工方法についてはまだ検討中とのことです。なお、防砂フェンスに堆積した砂の除去及び中防波堤から港湾側に砂が流入していたため、防波堤への対策工事を完了しているとのことです。

次に、望海団地前ののり面への松の試験的移植につきましては令和4年2月に数本行ったもののうまく活着しなかったということで、この対策については現在検討中ということになります。堆砂垣・静砂垣の補修につきましては、不要なものは撤去、必要なものは補修を今年度行う計画ですけれども、県も予算というのがございますので、この予算の範囲内で優先度について町と近々立会いを行い、施工箇所を決めることとしております。松の間伐や肥料木の伐採につきましては、わんぱく一の前面に位置する試験施工区と呼ばれているところでは完了しております、本施工区におきましては平成27年に植樹しました第1工区となるアクアシアン前付近の一部を昨年から本年にかけて実施しているところでございます。今後も計画的に実施する計画との説明を受けております。

このように福岡県におきましても予算というのがありますが、現状の堆積が非常にひどいこと、一部松が想定より埋まっているというような状況を加味しまして、できる範囲につきましては対策を前向きに講じていただいているというところで認識しております。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

妹川議員。

○議員 8番 妹川 征男君

今のような北防の左側のところにですね、海水があるところをですよ、松を8,000本か1万本か延長して植えるとか、それとか望海団地の斜面のところにですね、今植えてるのを掘削してそれをまた植えるとかね、誰が見てもおかしい話ではありませんか。そういう県の思いつきのね、策をなぜそれを受けようとされますか。生えるわけじゃないですか、と思います。もう少しですね、まともにですね、県と対応しながらね、真剣にやっぱり考えていただきたいと思うんですよ。もう10数年にもなってるんですよ。

それから、芦屋港活性化推進委員会の審議においてですね、砂の堆積や飛砂問題について次のようなことが指摘されています。「砂浜化は拡大している。防砂堤は10年以上たち、効果がなく

なっているのではないかと。しっかり調査をする必要がある。また、植えた松は砂と風との戦いをしなければならぬ。垣根が砂と風で傷んでいる。今後ボランティアなどを含めて、松を育てる運動を行っていく必要がある。」と指摘されています。この垣根というのは、もう全面の垣根はもう埋まってしまってますよ。1.6メートルあるんです。それが埋まってしまっています。「西風が吹いたときの飛砂は相当なものを実感しています。それが商業施設に影響を及ぼすことが心配です。松の植樹をしているが、飛砂対策はしっかりしないと住民の理解を得られない。」と指摘されています。

以上の指摘に対する県の対応は何と答弁しているかと。県は「大きな課題として認識している。砂がたまる原因を調査し、対策を行う。」と回答しています。「里浜づくりの維持管理に関しては今後、県と町の役割分担の話し合いを行うことになっている。」と回答しています。その場しのぎの口先だけの説明で終わっているとしか私は思えません。

ところで、県土整備事務所が広報紙の芦屋の里浜だよりに「美しい松原をつくり育てるためには、『適切な管理』と『温かく見守る心』が必要」として、「(仮称)『芦屋の里浜づくり協議会』を立ち上げ、『アダプト制度』によりボランティアを募って活動していく。」と掲載しています。また、福岡県ホームページに、芦屋の里浜づくりとは「かつての風光明媚な海岸であった芦屋海岸を思い出し、この砂浜に松を造林して、緑と水に触れ合う憩いの空間を造り育てる取り組みを行っている。」と発信しています。この福岡県の芦屋の里浜づくりは、現在の芦屋海岸のすさんだ浜から乖離した大言壮語であり、白々しい内容であると言わざるを得ません。この文章を書いた県の職員は、恐らくあの海岸線を歩いたことはないんじゃないでしょうか。

私は芦屋港が抱える課題と問題は、県の行政権に関わる問題であることは承知しています。しかし、芦屋町の要望は繰り返しに過ぎず、推進委員会の指摘は推進委員会委員長の「スピードアップ、実施できるところから進めていく。」という方針の下、実質審議は行われず、県の確証・エビデンスを得られない状況で、この芦屋港活性化基本計画がつけられたものと思います。

こういった状況でレジャー港化事業を進めていいのか。里浜づくりの松、海岸線、荒れた状況、こういうのを放置してレジャー港化を進めていいんでしょうか。見解を伺います。

○議長 辻本 一夫君

芦屋港活性化推進室長。

○芦屋港活性化推進室長 水摩 秀徳君

まず、県のほうが大きな課題として捉えているというところの対策につきましては、令和3年度からですね、福岡県のほうで有識者による技術検討会というものを設置され、有識者による飛砂対策・堆砂対策の検討を現在も行っているところでございます。その中の議論におきましては、特にレジャー港化が進んでいく中において早急な対応が必要だということで、できるところか

らの対策を、県も予算確保に努めながら対策を講じているというような現状がございます。

あと、芦屋港レジャー港化に関しまして里浜づくりとの関連性につきましては、里浜づくり事業につきましては先ほども申しましたように、県のほうも重要な課題ということで取り組んでいただいておりますし、我々一緒に現地にも足を運び何度も対策をお願いしたりしておるところでございますので、里浜づくりは里浜づくりとしてしっかり進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

妹川議員。

○議員 8番 妹川 征男君

平成31年の1月の芦屋港活性化推進委員会においてですね、「概算事業費が36億円は芦屋町の身の丈に合わず、町民に理解される金額か疑問である。予算規模の小さな芦屋町にとって大きな負担になることが懸念される。」という心配の声もあります。

芦屋町は、遠賀4町の中で唯一の過疎の町です。人口減少、少子化、高齢化の荒波に飲み込まれている、そういう町です。そういった中で、「初めに補助金や借金あり」の財源確保策は、将来世代にツケを回すことが危険な財政運営ではなかろうかと心配しております。レジャー港化事業は芦屋海岸を舞台に進められるもので、自然破壊等景観の破壊はレジャー港化事業のリスクになることは当然です。「初めにレジャー港化あり」、「初めに補助金、借金ありき」の見切り発車の公共工事は町民の理解を得ることは不可能ではないかと思いますが、見解を求めたいんですがもう時間がありませんので、これについてはまた次回に延ばします。

そこで、そういう意味を込めて、どうですか。(7)、住民説明会を実施する予定はありますか。以前質問したときには「現在、予定はありません。」ということでした。今これだけ進捗状況がどんどん進んでおりますから、町民の皆様にもこういう状況、しかもこれ概算要求が36億円のものであるとか、そういうことを含めながら住民説明会をされる予定がありますか。

○議長 辻本 一夫君

芦屋港活性化推進室長。

○芦屋港活性化推進室長 水摩 秀徳君

まず36億円につきましては、これは県の事業と芦屋町の事業の推計額でございますので、事業は刻々と内容が変化しておりますので、金額については都度見直しが行われていくと認識しております。また、財源確保については福岡県も芦屋町も精いっぱい努力をしているところでございます。住民説明会につきましては（「いやいや、『住民説明会をしますか。』というそれだけでいいんですよ」と呼ぶ者あり）はい、住民説明会につきましては先日の一般質問で町長が答弁してお

りますとおり、現時点では開催は予定しておりません。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

妹川議員。

○議員 8番 妹川 征男君

町民の皆様方に説明しないということは、玄海レク・リゾート構想、芦屋タウン・リゾート構想は最終的に住民説明会をされませんでした。なぜかと。しないほうがよかったと思っておられるかもしれませんが、こういう住民説明会をしないことによって住民の声が噴き出てくる、この可能性はありますね。町民の理解と賛同を本当に得られるかどうか、そういう努力をしなくてはならないのではないのでしょうか。

じゃあ次に2件目、市町村の多くは「法定外公共物の管理に関し必要な事項を定め、法定外公共物の使用の適用を図るとともに、公共の安全及び福祉の増進に寄与することを目的とする」として条例を制定しています。そこで伺います。

(1)～(3)がありますが、もう(3)のほうから先に行きます。芦屋町では法定外公共物管理条例を制定していますか。

○議長 辻本 一夫君

都市整備課長。

○都市整備課長 山下 洋二君

お答えいたします。

芦屋町において、法定外公共物に関する条例制定はしておりません。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

妹川議員。

○議員 8番 妹川 征男君

では、遠賀町は平成17年に法定外公共物管理条例を制定しています。それで、事前にその遠賀町の条例を読んで説明をしていただきたいというふうに言っておりましたが、よろしいですか。

○議長 辻本 一夫君

都市整備課長。

○都市整備課長 山下 洋二君

平成17年3月24日制定の遠賀町法定外公共物の管理に関する条例、その定義でよろしかったでしょうか。(「はい」と呼ぶ者あり)

先ほど申しましたように芦屋町では管理条例を制定しておりませんので、遠賀町の条例を引用

して説明をいたします。まず第2条によります定義、「法定外公共物とは、道路法が適用されない道路及び河川法が適用または準用されない河川、湖沼、その他の水流、または水面、その他一般公共の用に供されている土地を言い、これらと一体をなしている施設を含むものとする。」

以上です。

○議長 辻本 一夫君

妹川議員。

○議員 8番 妹川 征男君

この遠賀町はですね、もう多くの市町村がこういう条例を制定しているわけですね。ところが芦屋町はないわけですよ。どうしてだろうなとこう思うわけですけど、その当時の担当の方々はどうしてたんだらうと。

平成14年、ここにですね、財務省のですね、法定公共物に関わる国有財産の取扱いについてと、法定外公共物である里道・水路のうち現に公共の用に供しているものであって、こういうものが本来は国の財産であると。これを市町村に移譲すると。そういうことについて通知をします。たくさんあるわけですけど、こういうものがあって遠賀町にしる、それからあちこちの市はほとんどやっていますね。町は私の知る限りではですね、近辺で調べてみたんですけど50～60%ぐらいは制定しています。芦屋町はなぜか、ないんですね。

それで、では次に禁止行為について説明していただきたい。

○議長 辻本 一夫君

都市整備課長。

○都市整備課長 山下 洋二君

禁止行為につきましても遠賀町法定外公共物の管理に関する条例で説明いたします。

第3条、法定外公共物について、次に掲げる行為をしてはならない。1. 土、石、竹木、ごみ、その他汚物を投棄し、又はたい積すること。2. 公共物を損傷すること。3. 前2号に掲げるもののほか、法定外公共物の保全又は利用に支障を及ぼすおそれのある行為をすること。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

妹川議員。

○議員 8番 妹川 征男君

では今、説明があったようにですね、今読み上げていただいた法定外公共物とは道路法に適用されない道路——道路法というのがあるわけですけど、道路法の適用をされない道路、いわゆる里道ですね。そして河川法が適用されない水路（用悪水路）とされている。

そして今、禁止項目がありましたが、ところで町内区域に存在する315筆の用水路は法定外

公共物と考えてよろしいですか。

○議長 辻本 一夫君

都市整備課長。

○都市整備課長 山下 洋二君

先ほど妹川議員が説明されたわけですが、都市整備課においては、国から譲与された水路及び里道については600数十か所でございます。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

妹川議員。

○議員 8番 妹川 征男君

315ではなくて600幾つかですね。そういうことですか。

○議長 辻本 一夫君

都市整備課長。

○都市整備課長 山下 洋二君

都市整備課においては、国から譲与された里道及び水路については600数十か所ということでございます。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

妹川議員。

○議員 8番 妹川 征男君

はい、分かりました。

で、その法定外公共物は何に基づいて管理されていますか、管理については。

○議長 辻本 一夫君

都市整備課長。

○都市整備課長 山下 洋二君

先ほど申しました国から譲与された水路及び里道でございますが、まず里道につきましては、道路法に基づく芦屋町道路の構造の技術的基準に関する条例、また水路につきましては、水路法に基づく芦屋町河川管理条例に基づいて管理を実施しており、今現在で特段の問題や課題は発生していないという現状でございます。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

妹川議員。

○議員 8番 妹川 征男君

水路については芦屋町河川管理条例があるということですね。それは、いつ制定されてますか。

○議長 辻本 一夫君

都市整備課長。

○都市整備課長 山下 洋二君

芦屋町河川管理条例につきましては、最終改正が平成25年12月17日でございます。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

妹川議員。

○議員 8番 妹川 征男君

私の手元では昭和44年12月17日となっておりますけれど、その後改正があったということですね。はい、分かりました。

じゃあ御手元にあるということであれば、この芦屋町河川管理条例の禁止行為はどのようなものがありますか。

○議長 辻本 一夫君

都市整備課長。

○都市整備課長 山下 洋二君

お答えいたします。

芦屋町河川管理条例（禁止行為）第3条。何人も河川において次に掲げる行為をしてはならない。（1）河川に土石、竹木、塵芥、汚物その他の物を投棄すること。（2）河川をき損又はき損するおそれのある行為をすること。（3）前各号に掲げるものを除くほか、河川の保全、又は利用に支障を及ぼす行為をすること。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

妹川議員。

○議員 8番 妹川 征男君

先ほどの質問ちょっと聞こえづらかったんですけど、町内区域に存在するたくさんの用水路の中で「禁止行為に及んだ事例はない。」でしたかね。

○議長 辻本 一夫君

都市整備課長。

○都市整備課長 山下 洋二君

お答えいたします。

私が管理している上で、そういう認識はございません。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

妹川議員。

○議員 8番 妹川 征男君

じゃあですね、水路を無断で埋め立てる行為は罰則対象に該当しますか。つまり、その前に罰則規定を読んでいただけませんか。

○議長 辻本 一夫君

都市整備課長。

○都市整備課長 山下 洋二君

芦屋町河川管理条例（罰則）第17条。次の各号の一に該当する者は、1年以下の懲役又は5万円以下の罰金若しくは科料に処することができる。（1）第3条及び第4条各号若しくは第8条の規定に違反した者。（2）第12条第1項の規定に基づく処分に違反した者。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

妹川議員。

○議員 8番 妹川 征男君

先ほど、課長の中では「そういう違反をするような行為はなかったと判断している。」ということでしたね。この芦屋町有財産取扱規則には、事務の分掌ということについて「芦屋町の町有財産に関する事務は、行政財産については当該財産を平常管理する又はすべき課等の長が管理する。」と、こういうふうな文章がありますけれども、今、課長が言われたように「そういうことは行われていないんじゃないか。」ということでしょうけれど、どうですか。本当にそうでしょうか。これは昨年いろいろ問題になったじゃありませんか。

○議長 辻本 一夫君

都市整備課長。

○都市整備課長 山下 洋二君

お答えいたします。

先ほど申しましたように我が都市整備課としましては、法定外公共物につきましては水路及び里道及び道路法に基づいて法定道路、これも譲与の対象になっております。よって、私どもが管理している国から譲与を受けた法定道路及び里道、水路につきましては、現在のところ私はそういう認識はしておりません。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

妹川議員。

○議員 8番 妹川 征男君

国から譲渡されるもの、それからもともと町が登記簿にですね、登記をして、地目とか地盤とかを法務局に登録する。これは町の財産でしょう。でも、いずれにしろそれは譲渡されたものであれ町独自のものであれ、道路法に規定されていない道路それから河川法、そういうものについては法定外の公共物でしょ。どうですか。

○議長 辻本 一夫君

都市整備課長。

○都市整備課長 山下 洋二君

おっしゃるとおり、先ほど申しましたように法定外の水路及び里道、これにつきましては国から譲与されたものであります。それと併せて道路法にある法定道路、これにつきましても国の一部対象となっております。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

妹川議員。

○議員 8番 妹川 征男君

最近ですね、もう去年に問題になった315筆というようなことがあったものですから、それに伴って話をしてるんですけど、その中の法定外公共物、いわゆる水路はですよ、ほかにそういう事例があるかどうかということなんですけど、それは余りないというふうな判断ですね。そうでしょう。そうなると、じゃあ昨年問題になった農業用水路問題は、あれは該当しないんですか。

○議長 辻本 一夫君

都市整備課長。

○都市整備課長 山下 洋二君

何度もお伝えしますように、都市整備課においては国から譲与された里道及び水路または道路法に基づいて、国から譲与を受けた一部法定道路でございます。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

妹川議員。

○議員 8番 妹川 征男君

芦屋町には法定外公共物の管理条例がない。それから今、道路についても何らかのこれ——条例でしたか、それがあのかな。だからほとんどの町がですね、そういう法定外公共物の管理条

例がないところもあります。ところが芦屋町のようにですね、そういうところは芦屋町のように河川管理条例というのがあります。そしてまた道路の管理条例、2本立てにですね、してるところもあるわけですよ。

どうですか。芦屋町としても遠賀町のようにですね、芦屋町法定外公共物管理条例というものを検討してはいかがでしょうか。

○議長 辻本 一夫君

都市整備課長。

○都市整備課長 山下 洋二君

議員おっしゃるとおり管理条例を制定している市町、逆にしていない市町もございます。

芦屋町におきましては先ほど申しましたように、水路については河川法に基づくもの、里道については道路法に基づくもの、それぞれ根拠となり得る条例及び規則がありますので、そこは国の今後、法改正であるとか通知などによって対応していきたいと考えています。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

妹川議員。

○議員 8番 妹川 征男君

町有財産取扱規則第5条にはですね、行政財産の種類には公用財産、それから公共用財産、企業用財産の3項目ありますが、公共用財産とは「町において直接公共の用に供し、又は供するものと決定したもの」とあります。公共の用に供するとは、広く不特定多数の人の用に供される性格を有するものと私は認識していますが、それでよろしいでしょうか。

○議長 辻本 一夫君

都市整備課長。

○都市整備課長 山下 洋二君

お答えいたします。

具体的に申しますと、公共利用に供する、置き換えますと機能を有している。水路においては使っている。道路においても使用している。要は機能を果たしている、機能を有している。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

妹川議員。

○議員 8番 妹川 征男君

私は、「その用水路の近くの人たちが、町の財産ですし、それを共有して使っていいんでしょうか。」と聞いている。

○議長 辻本 一夫君

都市整備課長。

○都市整備課長 山下 洋二君

その水路の使用については各所管の判断でいいと思います。私は都市整備課として、要は都市下水路と位置づけた排水路になりますので、基本、新築が建てば雨水を流すことも可能であるということで、先ほど言いました「機能を有している」という解釈でお願いしています。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

妹川議員。

○議員 8番 妹川 征男君

じゃあですね、次に参りたいと思います。

3件目ですが、先の9月議会にて公文書のずさんな記載について質問を行いました。その際、町が公開した2つの文書を提示して質問を行いました。即答がなく、本会議最終日に産業観光課長が回答書を配布し、説明を行ったところですね。その内容は「原因は事務のミスであった。どちらの文章が正しいものかの問いについては、2つとも正式な公文書である。」との内容でありました。その点について伺います。

この回答書はですね、「事務のミスによるものでございました。」これは議場の皆さん方に配布されたものですが、「文書の過程において、既に公表や報告をしていることなどは省略し、作成しております。」この日、これは9月9日のときの話ですが、なかなか難しい内容でした。

それで、今回のこの文書は町内の経過報告文書に該当し、報告済みの内容は省略するというルールの下で作成していると思われませんが、そのルールは芦屋町文書事務取扱規程の何条にあるのでしょうか。

○議長 辻本 一夫君

産業観光課長。

○産業観光課長 浮田 光二君

「この報告文書は、何のルールに基づいてされているのか。」ということですが、この文書の作成の方法については、今回この作った報告文書、これはそういった何条に載っているようなルールとかそういったものではございません。うちの課のほうが報告すべきと思ったところを資料として作って、決裁を受けたものでございます。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

妹川議員。

○議員 8番 妹川 征男君

じゃあ、報告済みの内容を省略する目的は何ですか。前回ね、一般質問したときに多くの方々が何で、町長もそうですけど「している」、「していない」という一文字を削除したことについて、個人的な話ですけど、「何でこんなことするんだろうな。」というようなことを言われました。みんなそう思ってますよ。その目的は何ですか。

○議長 辻本 一夫君

産業観光課長。

○産業観光課長 浮田 光二君

省略した理由ということでございますが、文書のほうでも記載しまして報告しましたし、御説明もした内容と重複するかと思いますが、今回の文書は庁内の経緯報告文書ということで、主な概要を記すものとして産業観光課のほうでですね、作成したものでございます。そのため、経過報告文書は既に公表や報告をしていることなどは省略し、作成しているということでございます。

今回この文書につきましても内容を既にですね、報告をもう、庁内文書でございますから庁内では報告していたということから省略し、作成をしたものでございます。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

妹川議員。

○議員 8番 妹川 征男君

今回の問題はですね、報告済みの内容ということで、せっかく記録した一行をわざわざ削除しているが、そこまでして省略ルールを守る必要があるんですか。手間暇かけてわざわざね、省略をする必要があるんですか。

○議長 辻本 一夫君

産業観光課長。

○産業観光課長 浮田 光二君

「わざわざ省略を。」ということでございますが、あの文章につきましてはいろんな窓口対応、「何日にどなたが来られて、大体どういう話だった」というような経過報告文書なので、ほかでもそういった形で省略をし、時系列でですね、報告をするために作った文書ですので、その理由とかいうことではなくて、「これは報告をまだしていないから載せる」、「報告済みだからこれは載せる必要がない」ということで産業観光課、私のほうで判断をしたところでございます。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

妹川議員。

○議員 8番 妹川 征男君

ではですね、今言われた産業観光課ですか、お宅の課がね、そういう判断したということですけど、仮にですよ、開示請求をしますよね。市民の皆さんが開示請求します。そうしたときに、議会とか何かはそういう報告済みだった場合、報告済みのようなものを開示請求したとします。御本人は分からない、そんなことは。そのときは白紙で回答するわけですか。

○議長 辻本 一夫君

産業観光課長。

○産業観光課長 浮田 光二君

この文書につきましては先ほどから御説明しているとおり、庁内で報告を上げるために作った文書です。公開するために作った文書ではございません。ですので、そのときそのときの状況にはよると思いますが、各課で判断をされて必要なことを報告として文書を作るものだと思っております。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

妹川議員。

○議員 8番 妹川 征男君

では、ほかの課もですね、同じような対応をしてるんですか。このように報告済みのものは省略をすると。開示請求があってもほかの課長は、この文章は報告済みか報告済みじゃないかをずっと調べて、「報告済みであるから、この文章は削除しよう。」というようなことをされていますか。されている課がありましたら手を挙げていただきたいです。どうですか。

○議長 辻本 一夫君

手が挙がりません。どうぞ進行してください。

○議員 8番 妹川 征男君

ないようですね。

どうですか。ここの課長としてですね、総務課長がこういうような情報開示請求とか文書については管轄される方と思うんですけど。

総務課長、このようなルールは庁内での取決めなんですか。総務課長。

○議長 辻本 一夫君

総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

取決めということではないと思います。所管課で文書作成しているものですから、そこに関して載っている文書を開示請求の中で開示しているという状況になりますし、そこは今、産業観光

課長が言われました「報告済みだったら、決裁としてそこは要らないので削除しよう。」とかいう形のことはあるのかもしれませんが。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

妹川議員。

○議員 8番 妹川 征男君

行政はですね、文書で始まって文書で終わると言われています。関係規則にのっとり、公文書の作成・保管・保存は大変重要な業務です。芦屋町の情報公開条例（目的）の第1条は、「この条例は、住民の公文書の公開を求める権利を明らかにすることにより、町行政に対する住民の理解と信頼を深め、より一層の民主的な行政の推進を図り、住民参加による町政の進展に資することを目的」としています。したがって報告済み内容は省略するという、そういう取決めというかルールというか、そういう課で決めてることについては情報公開条例の趣旨に大いに反していると思います。

このことについて取りやめることを求めますが、見解はいかがでしょう。

○議長 辻本 一夫君

産業観光課長。

○産業観光課長 浮田 光二君

反問権よろしいですか。

○議長 辻本 一夫君

反問権ですか。

○産業観光課長 浮田 光二君

はい。

○議長 辻本 一夫君

ただいま産業観光課長より反問権を起こしたいという申出がありましたので、許可をいたします。事務局はこれより残時間を停止してください。

○産業観光課長 浮田 光二君

申し訳ございません。今ちょっと質問の内容が少し分からなくて、もう一度お願いしてよろしいでしょうか。

○議長 辻本 一夫君

妹川議員。

○議員 8番 妹川 征男君

公文書というのは、これは重要な内容ですよ。公文書によって行政が動いているわけですか

ら。町長も前に答弁していただきました。

このようにね、行政は文書で始まり文書で終わると、こう言われるように、関係規則にのっとり、公文書の作成・保管・保存は大変重要な業務です。それに基づいて皆さん方はそういう公文書を作成し決裁し、いろいろ作業されてると思うんですが、芦屋町の情報公開条例の目的とは何かと。この条例は住民の公文書の公開を求める権利ですね。権利があるわけですよ、当然。それを明らかにするとともに行財政に対する住民の理解と信頼を深め、それを公開することによって行政の皆さんは住民と行政が一体となってい町をつくろうという、そういう条例なんですね。より一層の民主的な行政の推進を図り、住民参加による町の進展に資することを目的としているわけですよ。分かりますね。

だったらね、「報告済みの内容は省略する」と、こんなくだらんことをね、なぜやらなくてはならないんですか。だから、情報公開条例の趣旨に反するので「趣旨に反するから取りやめたらいいかがですか。」と、「検討してください、いかがですか。」、こう言ってます。

○議長 辻本 一夫君

産業観光課長。

○産業観光課長 浮田 光二君

今の質問の内容から申しますと、私のほうが今回作成した文書の際に、「そういった省略とか、そういったルールとかをやめたらどうか。」というようなお話というふうに理解してるんですが、もともとこの文書作成にルールは、先ほども話したとおり「ない」ものでございますので、作ってる文書の趣旨に基づいてですね、各課で——私たちは今、産業観光課として今回の文書を作りましたので、各課でいろいろ対応することがあると思います。

ですので、「ルールに従って」、「ルールを改正して」というようなものはないと思ってます。実際その趣旨に沿ってですね、報告すべき内容と判断すれば記載しますし、これは全体の作りの中から省略したほうがいいと思えば省略しますし、そこはそのときの判断だと思っております。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

産業観光課長、今の反問権の答弁、回答は妹川議員の回答でいいんですね。

○産業観光課長 浮田 光二君

はい、大丈夫です。

○議長 辻本 一夫君

じゃあ、それで再開します。

次どうぞ、妹川議員。

○議員 8番 妹川 征男君

総務課長、この点についてばらばらで、そういう課で決められているということについては、やはり総まとめ的に取りまとめておられる課長としてですね、こういうルールは今言った情報公開条例の趣旨に反するような気がいたしますので、取りやめたらどうかとかそういう指導をですね、やっていただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長 辻本 一夫君

総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

その内容については所管課によりますので、文書としては載せるべきところをちゃんと報告するものを作っていたかどうかというのは、文書担当している所管としては、報告すべき案件をきちんと載せていただくというのが正しいことかなというふうに思っております。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

妹川議員。

○議員 8番 妹川 征男君

時間が来ました。

もう1点ね、することがあったんですけど、町長にですね、一言お願いすることがあります。

私がいつの時期でしたか、レジャー港化の中で芦屋港の問題について話をするときにですね、町長がこういう発言をされました。「妹川議員は、『この芦屋港をいつかぶっ壊せ。』と言ったことがあるでしょう。」とかですね、言われたことがありますよね。記憶にありますか。そういうね、事実でないことをあたかも私が言ったかのごとく、この神聖なる芦屋町議会で述べられることはいかななものかと思えます。

もう1点は、芦屋港ができる前は、あそこの住宅ですね、あそこの漁業の、今は建物はありませんが、「ああいうところが侵食されていたんだ。」と、「芦屋港ができたから、あそこはちゃんとした海岸にあったんだ。」というようなことを言われました。そういうね、根拠のあるものを示してお話ししていただきたいんです。私は航空写真を持っています。

○議長 辻本 一夫君

妹川議員、もう時間がなくなりますよ。答弁を求めたいんだったら早く簡潔に言ってください。

○議員 8番 妹川 征男君

時間はあるじゃないですか。

そういうことで、しっかりしたね、見解を基にお話をしていただきたいということをお願いして、私の一般質問を終わります。

○議長 辻本 一夫君

町長、今のはちょっと町長が答弁します。（「もう終わります」と呼ぶ者あり）（「答えないけんのでしょ」と呼ぶ者あり）（「いや、答えなくていいです」と呼ぶ者あり）（「言いつ放しでから」と呼ぶ者あり）（「あなたも言いつ放しだったでしょ」と呼ぶ者あり）（「作り話したらいいけん。公の議会で」と呼ぶ者あり）（「もういい、いい。終わった。終わりました」と呼ぶ者あり）

○議長 辻本 一夫君

以上で、妹川議員の一般質問は終わりました。

○議長 辻本 一夫君

以上で、本日の議事は全て終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。お疲れさまでした。

午後0時14分散会
